

中土佐町移住・定住総合支援窓口業務に係る公募型簡易プロポーザル実施要領

1. 業務名

中土佐町移住・定住総合支援窓口業務

2. 業務の目的

別紙中土佐町移住・定住総合支援窓口業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

3. 業務の概要

仕様書のとおりとする。

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3ヵ年度）

4. 提案上限額

24,541,0000円（消費税額及び地方消費税額（税率として10%）を含む）

令和8年度：8,393,000円以内

令和9年度：8,074,000円以内

令和10年度：8,074,000円以内

5. プロポーザル実施スケジュール

(1)	公告	令和8年2月16日（月）
(2)	質疑受付（様式1）	令和8年2月20日（金）正午まで
(3)	質疑回答	令和8年2月24日（火）正午
(4)	企画提案書の提出（様式2～4）	令和8年3月2日（月）正午必着
(5)	書類審査	令和8年3月5日（木）
(6)	審査結果通知書発送（様式5・6）	令和8年3月9日（月）
(7)	本契約締結日	令和8年3月議会議決日

6. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 中土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年中土佐町規則第 26 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること。
- (3) 町税および県税を滞納していないこと。
- (4) 中土佐町内に事務所を有し、移住に関する知識を有する者。
- (5) 過去 5 年に同等の業務の受託または労務実績のある者。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対する事を目的とした団体でないこと。

7. 連絡先及び提出先

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663 番地 1

中土佐町役場 まちづくり課（総合企画係）

電 話： 0889-52-2365 電子メール： machi@town.nakatosa.lg.jp

8. 質疑等

本事業に関する質疑については、質問書（様式 1）を下記の方法により受付し、回答は中土佐町ホームページにて公表する。

- (1) 提出方法 電子メールとする。

送信先： machi@town.nakatosa.lg.jp

（件名を「中土佐町移住・定住総合支援窓口業務に関する質問」とすること）

- (2) 提出期限 5. (2) による
- (3) 回答 5. (3) による

9. 提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出するものとする。なお、企画提案書は各者 1 案とする。

- (1) 提出書類

ア) 提案書（様式 2）

サイズは原則 A4 サイズとする。（表現上の不都合がある場合は A3 も可）

イ) 経費内訳書（様式 3）

ウ) 会社等概要書（様式 4）

- (2) 提出部数

1 部（上記アからウまでを 1 冊の提案とし、正本 1 部を紙ファイルで提出）
加えて、電子データを電子メールで提出すること。

- (3) 提出期限

5. (4) による。

10. 審査基準

書類審査により、以下の項目で総合的に評価のうえ決定する。

- (1) 仕様書の内容や目的を十分理解した提案となっているか。
- (2) 移住・定住総合支援窓口業務について、相談者の利便性や対応について効果的な提案がされているか。
- (3) 情報発信業務について、効果的と思える内容となっているか。
- (4) 見積もりは適正であるか。

11. 委託候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案者を委託候補者として選定し、結果については結果通知書（様式5・6）により通知する。

12. 契約に関する留意事項

- (1) 委託候補者に選定された提案者は、本事業に係る第1順位の契約交渉権を得るものである。
- (2) 町は第1順位の契約交渉権を得た提案者と契約交渉を行い、合意に達した場合、提出された参考見積書の範囲内で契約を締結し、当該提案者を正式な受託事業者とする。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、町は次順位の者を繰り上げの契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 契約締結後、受託事業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、町は契約を解除することができるものとする。この場合、町は次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。なお、失格事項は次のとおりとする。
 - ① 提案書の提出期限等、所定の期限に遅れた場合
 - ② 本要項及び仕様書違反、提案書（参考見積額含む）と異なる対応をした場合
- (5) 契約保証金は免除する。

13. 参加に際しての留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書は返却しない。
- (3) 本事業に関連する知的財産権は、中土佐町に帰属する。契約期間満了後も中土佐町が無償で使用できるものとする。業務上の必要により使用する場合は、

受託事業者の承諾を得るものとする。

- (4) 受託事業者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 令和8年度中土佐町一般会計予算が成立しない場合、または本業務予算が削除されて成立した場合には本プロポーザルは無効とする。またその場合において、プロポーザル審査に要した費用は提案者の負担とする。